

滋賀県教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部を改正する条例案要綱

1 改正の理由

期末手当の支給割合の改定を行うため、滋賀県教育委員会教育長の給与等に関する条例(昭和 24 年滋賀県条例第 12 号)の一部を改正しようとするものです。

2 改正の概要

(1) 平成 27 年 12 月期の期末手当について、支給割合を 100 分の 167.5 に引き上げることとします。(第 4 条関係)

(2) その他

ア この条例は、公布の日から施行することとします。

イ (1)は、平成 27 年 12 月 1 日から適用することとします。

滋賀県教育委員会教育長の給与等に関する条例新旧対照表

旧	新
<p>第1条～第3条 省略</p> <p>第4条 通勤手当および期末手当の支給については、滋賀県職員等の給与に関する条例（昭和32年滋賀県条例第27号。以下「職員給与条例」という。）の適用を受ける職員の例による。ただし、期末手当の額の算定に当たっては、職員給与条例第20条第2項中「100分の122.5」とあるのは「100分の147.5」と、「100分の137.5」とあるのは「100分の162.5」とし、同条第4項の期末手当基礎額は、給料の月額に、給料の月額に100分の20を乗じて得た額および給料月額に100分の25を超えない範囲内において教育委員会が知事と協議して定める割合を乗じて得た額を加算した額とする。</p> <p>第5条以下 省略</p>	<p>第1条～第3条 省略</p> <p>第4条 通勤手当および期末手当の支給については、滋賀県職員等の給与に関する条例（昭和32年滋賀県条例第27号。以下「職員給与条例」という。）の適用を受ける職員の例による。ただし、期末手当の額の算定に当たっては、職員給与条例第20条第2項中「100分の122.5」とあるのは「100分の147.5」と、「100分の137.5」とあるのは「100分の167.5」とし、同条第4項の期末手当基礎額は、給料の月額に、給料の月額に100分の20を乗じて得た額および給料月額に100分の25を超えない範囲内において教育委員会が知事と協議して定める割合を乗じて得た額を加算した額とする。</p> <p>第5条以下 省略</p>